

デジタルトランスフォーメーション推進本部支援業務委託 公募型プロポーザル応募要領

1. 委託の目的

本委託は、市川市が推進するデジタルトランスフォーメーションについて、市川市DX憲章に基づき、その理念を実現するため、DX推進本部に対する専門的知見からの技術的助言及び提言、市民や職員に対する啓発等を実施する業務を委託するものである。

2. 業務の概要

(1) 件名

デジタルトランスフォーメーション推進本部支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書(案)」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和3年3月26日まで

(4) 主管課

市川市 情報政策部 デジタルトランスフォーメーション推進課

〒272-0023 千葉県市川市南八幡 4-2-5 いちかわ情報プラザ 3 階 302 号室

電話番号:047-321-6142、FAX番号:047-321-6143

メールアドレス dx-suishin@city.ichikawa.lg.jp

3. 提案限度額(消費税相当額を含む)

金 40,000 千円

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、また、提案金額は、この提案上限額を超えてはならない。

4. スケジュール

内容	日程
プロポーザル公示	令和2年5月28日(木)
参加申込書類及び質疑受付	令和2年6月8日(月)午前11時まで
質疑の回答	令和2年6月12日(金)頃
審査書類の提出締切	令和2年6月19日(金)午前11時まで
第1次審査結果の通知	令和2年6月23日(火)頃
第2次審査(プレゼンテーション)	令和2年6月30日(火)頃
審査結果通知	令和2年7月2日(木)頃

5. 参加手続

(1) 参加申込書類

本プロポーザルへの参加希望者は、令和2年6月8日(月)午前 11 時まで次書類を提出し、参加申し込みを行うものとする。提出部数は1部(ファイルに綴ったもの)とする。

- ① 提案申込書(様式 1)
- ② 誓約書・委任状(様式 2)
- ③ 会社概要(様式 3)
- ④ 市川市入札参加業者適格者名簿に登録していない者にあつては、以下の書類も提出すること。

- ア 履歴事項全部証明書
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届兼委任状(様式 4)
- エ 納税証明書

次に記載するもののうち該当する納税証明書

- A 市内に事業所がある場合
 - ・市税[法人市民税の納税証明書] (直近2年)
 - [固定資産税の納税証明書] (直近2年)
 - ・国税[法人税及び消費税の納税証明書(その3の3)]
- B 上記Aに該当しない場合
 - ・国税[法人税及び消費税の納税証明書(その3の3)]

(2) 審査書類

本プロポーザルへの参加者は、令和2年6月19日(金)午前 11 時まで次審査書類を提出するものとする。

紙媒体の提出部数は15部とし、正本1部、副正本1部に代表者印若しくは年間代理人の使用印を押印し、残り13部については、社名等の会社が特定される記載はせず、代表者印もしくは年間代理人の押印もしないこと。また、電子ファイル1部(CD-ROM、DVD-ROM又はUSBメモリに格納したものを併せて提出するものとする。

- ① 企画提案書(様式自由)
- ② 提案価格見積書(様式 5)

(3) 提出方法

- ・事前に連絡のうえ、主管課への持参による提出のみとする。
- ・受付は開庁日の午前10時から午後4時までとする(最終日を除く)。

(4) 質疑及び回答

本プロポーザルへの参加者は、令和2年6月8日(月)午前 11 時まで次質疑書を提出することができる。質疑の取り扱いは以下のとおりとする。

① 質疑の提出方法

- ・質疑書(様式 6)により、主管課あてに電子メールにより提出のこと。
メールアドレス: dx-suishin@city.ichikawa.lg.jp
- ・着信確認のため、電子メール送信後、必ず主管課まで電話連絡を行うこと。

- ・上記以外の方法(対面、電話、郵送、FAX等)での質問は受け付けない。

②回答方法

- ・回答は、本プロポーザルへの参加者すべてに電子メールにより送信する。
- ・回答の内容については、本要領および仕様書の追加または修正事項とみなす。
- ・回答に対する再質問は認めないものとする。

6. 企画提案書の記載に関する注意事項

企画提案書の記載に関しては、「デジタルトランスフォーメーション推進本部支援業務委託事業者選定方法について」に示す各評価項目に配慮し、次の評価項目を分かりやすく記載すること。

なお、提出期限後の提出書類の変更は一切認めない。また、提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合も補充することはできない。

項目	記載すべき事項
1. デジタルトランスフォーメーションの推進効果	1-1. 本業務を実施することによる得られるデジタルトランスフォーメーションの推進における具体的な効果
2. 市川市 DX 憲章の解釈	2-1. 市川市 DX 憲章の理念、目的、基本方針、施策体系等と提案内容の関連性
3. 業務体制	3-1. 体制図 3-2. 業務責任者等の従事予定者の業務経験
4. スケジュール	4-1. 作業項目と工程 4-2. スケジュール表
5. 価格	5-1. 本業務の受託金額

7. 審査方法

(1) 評価方式と配点

別添「デジタルトランスフォーメーション推進本部支援業務委託 事業者選考方法について」の「2. 評価基準」に従った評価を行う。

(2) 第1次審査(書類審査)

提出書類について審査を行う。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション)

①日時・場所

令和2年6月30日(火)頃とする。参集時間及び会場は別途通知する。

②プレゼンテーション

- ・出席者は、本業務委託の従事予定者を含み、1提案者あたり3名までとする。
- ・実施時間は、セッティング・撤去及び質疑応答にかかる時間を含み、1提案者あたり30分以内とする。なお、質疑応答の時間は最低でも5分は設けること。
- ・プレゼンテーションは、業務責任者の従事予定者が行うこと。

(4) プロポーザルの辞退

「提案申込書(様式1)」の提出後に本プロポーザルを辞退するときは、すみやかに連絡するとともに、「辞退届(様式7)」を提出すること。

8. 契約手続き等

- (1) 選考により、最も優れた提案者と認められたものを候補者とし、契約の交渉を行う。
- (2) 候補者として特定されたことをもって契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定した後に、見積を取得した上で、契約書の取り交わしをもって契約締結となる。また、協議の結果、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 候補者に事故等があり、見積書の取得が不可能となった場合は、次席者を契約の交渉、見積書の取得相手とする。
- (4) 候補者の特定後、契約までの間に候補者が公告に規定する入札参加資格を満たさなかった場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (5) 契約書の作成は要する。

9. その他

- (1) プロポーザルへの参加および提案書作成等にかかる費用は、参加申込書提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の変更等について
 - ① 提出受付期間以降における提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。
 - ② 本業務の実施にあたっては、提出書類に記入した人員体制を原則として変更することはできないこととする。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、市川市から承諾を得るものとする。
- (3) 提出書類の取扱い
 - ① 提出書類等については、返却しないこととする。
 - ② 提出書類等は、選考を行う作業に必要な場合において、複製を作成することがある。
 - ③ 提出書類については、市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号)第5条の規定にもとづき公開請求されたときは、同条例第8条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条例第8条第1項第5号の規定にもとづき、開示の対象としない。
 - ④ 候補者として特定されたものの提案書等については、プロポーザルの公正性、透明性および客観性を確保する必要があると認められた場合、参加者の許可を得て公表することがある。

以上

デジタルトランスフォーメーション推進本部支援業務委託 事業者選考方法について

1. 選考方法

本業務の受注者選考にあたっては、選考委員会において、「デジタルトランスフォーメーション推進本部支援業務委託 公募型プロポーザル応募要領 6. 企画提案書の記載に関する注意事項」に基づく提案内容を、本評価項目を指標として採点する。

採点の結果が技術・品質点及び価格点の合計得点の高い事業者から、デジタルトランスフォーメーション推進本部支援業務委託契約締結相手方の候補者とする。

ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

(前提条件)

- ・ 提案価格が提案限度額を下回る金額であること
- ・ 「デジタルトランスフォーメーション推進本部支援業務委託 公募型プロポーザル応募要領 6. 企画提案書の記載に関する注意事項」に示す全項目に対して適正な記載があること

2. 評価基準

技術・品質点が110点、価格点が10点の、合計120点とする。

価格点を除く技術・品質点合計得点満点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

なお、合計得点が同点となる者が2者以上あるときは、選考委員会の合議により順位を決定する。

技術・品質点の評価

別表に定める評価項目について、別途定める評価基準に従い、0点から3点までの4段階での評価を行う。

- 評価点3: 優れている
- 評価点2: 普通である
- 評価点1: 不十分である
- 評価点0: 要件を満たしていない

各評価項目ごとの得点は、

$$\text{点数} = (\text{評価点} / 3) \times \text{評価項目配点}$$

価格点の評価

提案価格が最低である事業者を1位とし、10点を付与する。他の事業者の得点は1位の提案価格との比率により算出する。

$$\text{点数} = (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) \times 10$$

評価項目	配点	評価のポイント
デジタルトランスフォーメーションの推進効果	40	当市におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に寄与する具体的な効果が示されているか。
市川市 DX 憲章の解釈	30	提案内容が市川市 DX 憲章の理念、目的、基本方針、施策体系等に基づいたものになっているか
実施体制	30	作業内容をよく理解したリーダーが、適正なスタッフとチームを編成して臨むこととなっているか
スケジュール	10	当市の主要スケジュールに適合したスケジュールとなっているか
価格	10	